

[2024/06/06]

令和6年度の集合契約による特定健康診査及び特定保健指導の実施について

●集合契約による特定健康診査●

次により特定健康診査を実施いたします。

対象者へのご案内書類につきましては、被保険者のご住所へ直接郵送いたします。(6月中に郵送。)

お手元に届きましたら内容をご確認のうえ、受診をご検討ください。

※特定健康診査についての詳細はこちらをご覧ください ⇒ [クリック](#)

※被保険者住所不明の際は被保険者の勤務先担当課経由のご案内書類を配布します。

対 象 者 : 被扶養者及び任意継続加入者であって以下に該当する方

- ・ 令和6年4月1日時点で当健保組合の資格がある方
- ・ 国内に居住する40～74歳に達する方(75歳に達する前日まで)
- ・ 任意継続加入者においては令和6年8月以降も加入見込みの方

利用期限 : 令和6年12月31日まで

利用者負担 : なし

健診機関 : 健康保険組合連合会が一括契約(集合契約)した全国の健診機関

【受診にあたってのお願い】

1. 受診にあたっては、受診券の「注意事項」を必ずご確認ください。
2. 健診機関では当健保組合の資格を確認するために受診の際原則として「保険証」または「マイナ保険証(医療機関が対応している場合)」をご提示いただくこととなります。ただし令和6年12月2日以降は、保険証が発行できなくなることから、保険証を紛失し「資格確認書」の交付を希望された方で「マイナ保険証」の提示が難しい場合は、当該確認書をご提示してください。

●特定保健指導●

特定保健指導は委託先業者のベネフィット・ワンが実施いたします。

特定保健指導の対象となった方へのご案内書類は、原則として被保険者の勤務先担当課経

由で配布いたしますので、お手元に届きましたら内容をご確認のうえ、ご自身の健康管理の面からも是非ご利用ください。

また、今年度からは特定保健指導を実施頂く方々に、健康機器等(5種から選択)の配布を開始しました。詳しくは対象者へ配布の「特定保健指導の実施について」に同封されたパンフレット等をご参照ください。

※特定保健指導についての詳細はこちらをご覧ください ⇒ [クリック](#)